

経済産業省

官 印 省 略
20230220中第1号
令和5年2月24日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 西村 康稔

2023年3月の「価格交渉促進月間」の実施について（周知依頼）

平素より、経済産業政策の推進及び下請取引の適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、政府では、新しい資本主義の実現に向け、成長と分配の好循環を生み出すべく、民間企業による賃上げの環境整備に取り組んでおります。我が国の雇用の約7割を支える中小企業における賃上げを実現するためには、下請中小企業が付加価値を確保できるよう、コストの適切な価格転嫁が必要不可欠です。特に昨今、原材料価格やエネルギー価格、労務費等が大きく上昇しており、下請中小企業へのしわ寄せを解消し、これらコスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するためにも、価格転嫁の実現は喫緊の課題です。

政府としては、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と定め、その月間の終了後には、実際に価格交渉及び価格転嫁が出来たか、下請事業者からのアンケート等によってフォローアップ調査を実施し、その調査結果を取り纏め、内容を充実させつつ公表しているほか、評価が芳しくない事業者に対しては、事業所管大臣名で代表者に対して指導・助言を行い、改善を促す等、取引適正化に向けた取組を強化しております。

来る3月においても、「価格交渉促進月間」を実施致します。交渉・転嫁の実践、その後のフォローアップ調査や指導・助言等による改善といった「実践と改善のサイクル」を通じ、価格交渉及び価格転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図ってまいります。

貴団体におかれましては、本要請文を各会員企業に周知いただき、特に下記の点について御依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、政府では、サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の取組を推進しております。同宣言をまだされていない企業におか

れては、宣言の実施について御検討いただくようお願い申し上げます。既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ一層の浸透を図っていただくよう、お願い申し上げます。

記

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注側企業におかれては、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じるなど、サプライチェーン全体の競争力向上、共存共栄の関係の構築に向け、適切に御対応いただきたいこと。

2. フォローアップ調査（受注側中小企業への調査）に対する御協力

3月以降、受注側中小企業を対象に実施予定の下記調査の依頼があった場合、対象となった中小企業におかれては、積極的に御協力頂きたいこと。

- (1) アンケート調査（受注側中小企業30万社程度に対して配布。最大で3社、主要な発注側企業を指定していただき、1社ごとに価格交渉や価格転嫁の状況について御回答いただく予定）
- (2) 下請Gメンによる重点的なヒアリング（受注側中小企業2千社程度へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取させていただく）

また、本フォローアップ調査結果を踏まえ、更なる価格交渉・転嫁の促進に向け、下記を実施致します。

- ① 業種ごとに親事業者の対応や価格転嫁率を算出して順位付けし、良い事例や問題のある事例と併せて公表すること（参考1）
- ② 多くの受注側中小企業から回答があった親事業者について、企業ごとの「回答企業数」、「価格交渉の回答状況」、「価格転嫁の回答状況」のリストを公表すること（参考2）
- ③ 受注側中小企業からの評価において、価格交渉や価格転嫁の実施状況が芳しくない発注側企業を特定し、その企業の代表者の方に対して、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣名での「指導・助言」を実施（2021年9月の「価格交渉促進月間」の結果：10数社に対して実施。2022年3月：20数社に対して実施。2022年9月：約30社に対して実施。）し、状況改善を促すこと（参考3）
- ④ 独占禁止法や下請代金法の違反が疑われる事案については、公正取引委員会と中小企業庁が連携して対処すること

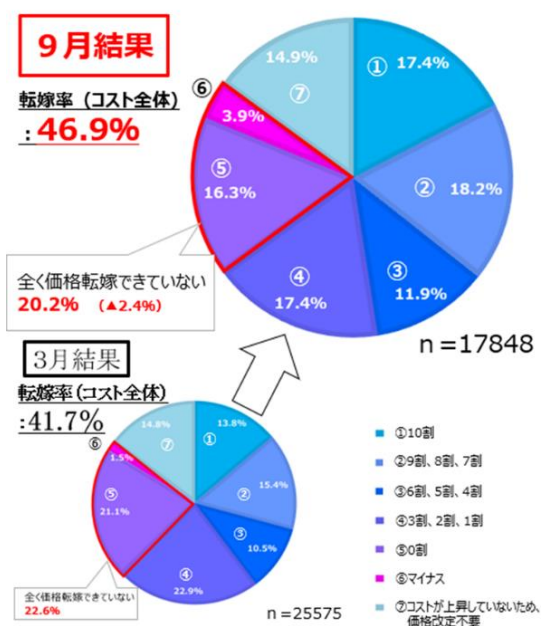
※これらは、発注側企業によって、回答いただいた受注側中小企業が特定されることのないよう、厳しく情報管理するとともに、事例の公表に当たっても十分な匿名化の上、実施します。また、親事業者への「指導・助言」の実施や、リストの公表に当たっては、個社の回答のみをもって実施することではなく、複数から回答があった場合のみ実施しますので、受注側中小企業におかれては安心して御回答ください。

以上

【参考１】価格交渉促進月間（２０２３年９月）の実施結果①

○価格転嫁率が、前回（３月）の約４割（４１．７％）から５割弱（４６．９％）へ増加し、全く転嫁できていない企業の割合が減少するなど、全体として価格転嫁の状況は好転。

※価格転嫁率：受注側中小企業のコスト上昇分に対して、発注側企業がどれだけ価格上昇（転嫁）に応じたかの割合



		コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			
			労務費	原材料費	エネルギー	
①全体		46.9%	32.9%	48.1%	29.9%	
②業種別	1	石油製品・石炭製品製造	56.2%	40.1%	52.7%	41.5%
	2	機械製造	55.5%	34.9%	57.6%	33.3%
	3	製薬	55.3%	36.7%	55.2%	40.0%
	4	造船	54.4%	37.8%	53.4%	39.3%
	5	卸売	54.2%	35.0%	53.8%	35.6%
	6	電機・情報通信機器	53.2%	35.6%	56.3%	30.1%
	7	化学	53.1%	32.3%	57.1%	31.1%
	8	建材・住宅設備	52.7%	33.4%	53.4%	32.5%
	9	鉱業・採石・砂利採取	52.0%	31.4%	44.5%	37.3%
	10	食品製造	51.2%	35.2%	54.2%	35.2%
	11	金属	49.1%	31.3%	54.5%	30.2%
	12	繊維	48.7%	34.2%	47.2%	35.0%
	13	紙・紙加工	48.5%	28.7%	48.6%	30.7%
	14	電気・ガス・熱供給・水道	47.8%	34.1%	48.9%	31.0%
	15	飲食サービス	46.9%	22.3%	50.1%	21.2%
	16	小売	46.6%	29.5%	48.0%	28.3%
	17	建設	44.8%	38.2%	45.2%	31.5%
	18	不動産・物品賃貸	44.8%	36.7%	46.9%	34.6%
	19	印刷	44.7%	22.6%	46.6%	21.6%
	20	自動車・自動車部品	43.0%	22.4%	49.8%	23.9%
	21	広告	38.9%	30.5%	46.3%	27.7%
	22	金融・保険	38.4%	28.6%	43.2%	21.7%
	23	情報サービス・ソフトウェア	37.1%	46.3%	21.1%	17.5%
	24	廃棄物処理	32.1%	30.0%	31.4%	33.0%
	25	放送コンテンツ	26.5%	39.1%	22.6%	18.1%
	26	通信	21.3%	27.2%	26.3%	17.9%
	27	トラック運送	20.6%	15.5%	17.8%	19.2%
-	その他	43.1%	31.4%	42.6%	27.3%	

【参考２】価格交渉促進月間（２０２３年９月）の実施結果②

○フォローアップ調査において、10 社以上の受注側中小企業から「主要な取引先」として挙げられた発注側企業について、「①回答企業数」、受注側中小企業からの「②価格交渉の回答状況」、「③価格転嫁の回答状況」について整理してリスト化。

※この企業リストは、今回の調査において回答した受注側中小企業からの情報をもとに整理したものであり、リストに上がった各発注側企業が行っている全ての価格交渉及び価格転嫁の状況を、網羅的に整理したものではない。

○受注側中小企業からの回答を点数化し、その平均値（＝（個別の受注企業からの回答を点数化し、その総和）／回答企業数）を、以下のア、イ、ウ、エの４区分に分類・整理。

ア 回答の平均が 7 点以上

イ 回答の平均が 7 点未満、4 点以上

ウ 回答の平均が 4 点未満、0 点以上

エ 回答の平均が 0 点未満

法人番号	発注側企業名	①回答 企業数	②価格交渉の 回答状況	③価格転嫁の 回答状況
1010001000006	五洋建設株式会社	19	ウ	ウ
1010001008668	J F E スチール株式会社	16	ア	イ
1010001067912	株式会社 N T T ドコモ	10	イ	ウ
1010001088181	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	13	イ	イ
1010001092605	ヤマト運輸株式会社	28	イ	ウ
1010001098619	日鉄物流株式会社	10	イ	イ
1010001112577	日本郵便株式会社	10	ウ	エ

1010401010455	株式会社小松製作所	20	ア	イ
1010401013565	清水建設株式会社	55	イ	ウ
1010701025541	株式会社日本アクセス	17	イ	イ
1020001071491	富士通株式会社	29	イ	イ
1120001036880	レンゴー株式会社	21	ア	イ
1120001037978	株式会社クボタ	29	イ	イ
1120001049040	株式会社山善	10	ア	イ
1120001063033	株式会社きんでん	20	イ	イ
1140001005719	川崎重工業株式会社	22	ア	イ
1180301018771	トヨタ自動車株式会社	19	イ	イ
1290801002603	T O T O株式会社	17	イ	イ
2010001008650	A G C株式会社	35	イ	イ
2010001008683	三機工業株式会社	14	ウ	イ
2010001027031	株式会社日立ビルシステム	11	イ	イ
2010001071327	住友化学株式会社	14	ア	ア
2010001131477	三井住友建設株式会社	14	ウ	ウ
2010001183774	株式会社三井E & Sマシナリー	11	ア	イ
2010001217516	U B E 三菱セメント株式会社	16	ア	イ
2010401044997	株式会社東芝	13	ア	イ
2010401051696	株式会社安藤・間	13	イ	イ
2010601040697	マルハニチロ株式会社	10	ア	イ
2010801012645	三菱食品株式会社	21	ア	イ
2011101014084	東芝インフラシステムズ株式会社	10	ア	イ
2020001086464	東芝プラントシステム株式会社	10	ウ	ウ
2040001000456	イオンリテール株式会社	22	イ	イ
2080401016040	ヤマハ発動機株式会社	15	イ	イ
2120001059666	東洋紡株式会社	11	ア	ア
3010001008749	高砂熱学工業株式会社	11	ア	イ
3010001008757	デンカ株式会社	11	ア	イ
3010001008848	日本製鉄株式会社	24	ア	ア
3010001026998	日立建機株式会社	15	ア	イ
3010001034943	株式会社ブリヂストン	14	イ	イ
3010001097635	SMC株式会社	18	イ	イ
3010001129215	パナソニックコネクト株式会社	10	イ	イ
3020001030157	株式会社オカムラ	13	ウ	ウ
3120001048981	N T N株式会社	14	ウ	ウ
3120001059632	関西電力株式会社	10	ウ	ウ
3120001077469	株式会社竹中工務店	24	イ	イ
3120001236504	パナソニック株式会社	29	ア	イ
3120101003399	株式会社シマノ	12	ア	イ

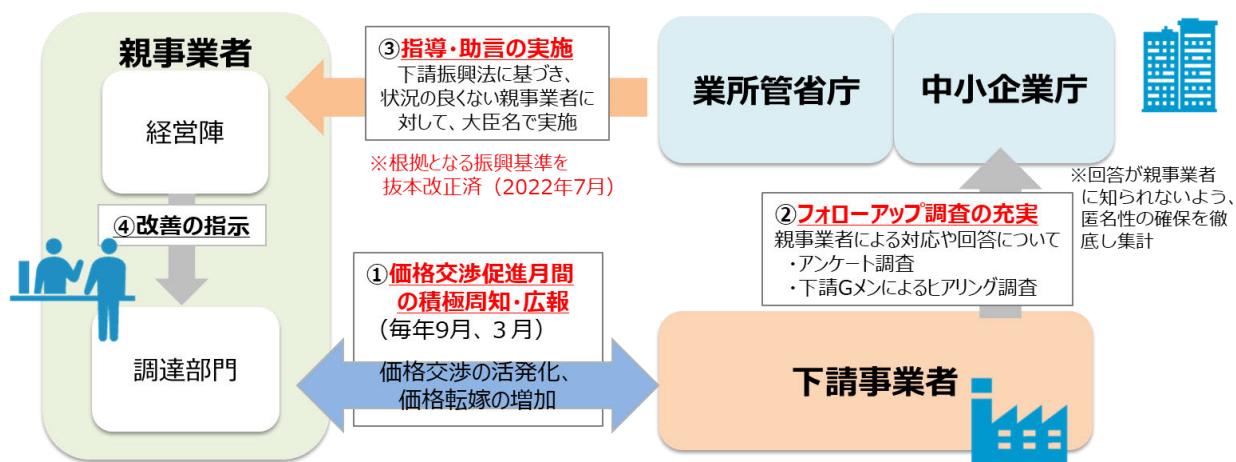
3180001010845	日本特殊陶業株式会社	10	ア	ウ
3180301014273	株式会社豊田自動織機	20	ア	イ
4010001008772	三菱電機株式会社	54	ア	イ
4010001008789	前田建設工業株式会社	16	イ	イ
4010001034760	花王株式会社	15	ア	イ
4010001090011	住友林業株式会社	22	ア	イ
4010001133876	E N E O S 株式会社	25	ア	イ
4010401016607	大東建託株式会社	15	イ	ウ
4010401020757	東京エレクトロン株式会社	10	ア	イ
4010401022860	日本通運株式会社	26	イ	ウ
4010401082995	太平洋セメント株式会社	21	ア	ウ
4010601022396	株式会社一条工務店	10	ウ	ウ
4010601031604	株式会社 I H I	13	イ	イ
4010701009640	株式会社明電舎	13	ア	イ
4010901008681	株式会社東急コミュニティー	13	ウ	イ
4011101011880	大成建設株式会社	53	イ	イ
4120001225720	ヤンマーグローバルエキスパート株式会社	11	イ	イ
4130001000049	京セラ株式会社	14	イ	イ
4130001030475	株式会社村田製作所	16	ア	ア
4230001002687	株式会社不二越	11	エ	ウ
4290001007004	九州電力株式会社	15	ア	イ
4370001006286	株式会社ユアテック	19	イ	ウ
4370001011311	東北電力株式会社	11	ア	イ
5010001006767	富士通 J a p a n 株式会社	10	イ	ウ
5010001030412	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	13	イ	イ
5010001034867	東レ株式会社	17	ア	イ
5010001146729	王子製紙株式会社	12	ア	ア
5010401143788	株式会社電通	10	イ	イ
5010601004914	株式会社 L I X I L	41	イ	イ
5010701000904	いすゞ自動車株式会社	21	イ	イ
5011101012069	大日本印刷株式会社	23	イ	イ
5011101019196	株式会社 S U B A R U	16	イ	イ
5120001015344	タカラスタンダード株式会社	12	イ	ウ
5120001026309	株式会社鴻池組	11	イ	ウ
5120001050011	株式会社ダイフク	12	ウ	ウ
5120001059606	旭化成株式会社	14	ア	ア
5120001067360	帝人フロンティア株式会社	10	ア	イ
5120001077450	住友電気工業株式会社	12	イ	イ
5120001108073	トラスコ中山株式会社	12	ア	イ
5140001058614	グローリー株式会社	10	ア	ア

5180001081083	株式会社東海理化電機製作所	13	イ	ウ
5290801010767	株式会社安川電機	15	ア	イ
6010001034874	戸田建設株式会社	14	イ	イ
6010001146760	三菱ケミカル株式会社	11	ア	イ
6010401027577	本田技研工業株式会社	23	ア	イ
6010501016240	日本電設工業株式会社	12	イ	ウ
6010701009184	前田道路株式会社	17	ウ	ウ
6010701025710	株式会社日立システムズ	10	イ	イ
6010801003186	キヤノン株式会社	23	イ	ア
6120001045084	ダイダン株式会社	13	イ	イ
6120001059662	大和ハウス工業株式会社	45	イ	イ
6140001005714	株式会社神戸製鋼所	19	ア	イ
6140001008691	住友ゴム工業株式会社	10	イ	イ
6180301013611	株式会社アイシン	21	イ	ウ
6290001001120	株式会社九電工	14	イ	イ
7010001008844	株式会社日立製作所	23	イ	イ
7010401022916	日本電気株式会社	21	イ	イ
7010401029044	三菱自動車工業株式会社	12	ア	イ
7010401045660	ソニー株式会社	10	ア	イ
7010401056220	オリックス自動車株式会社	10	ウ	ウ
7010401088742	株式会社大林組	49	イ	イ
7010501016231	凸版印刷株式会社	25	ウ	ウ
7010601022674	NECソリューションイノベータ株式会社	11	イ	ウ
7010701039115	DCM株式会社	13	ア	イ
7020001078696	三菱ふそうトラック・バス株式会社	19	イ	イ
7050001007842	日立Astemo株式会社	19	イ	ウ
7130001000054	村田機械株式会社	12	ア	イ
7430005003072	ホクレン農業協同組合連合会	13	イ	イ
8010001062980	日鉄テックスエンジ株式会社	12	イ	ウ
8010005002090	全国農業協同組合連合会	23	イ	イ
8010401006744	鹿島建設株式会社	47	イ	イ
8010401050387	三菱重工業株式会社	43	イ	イ
8010401057011	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	10	ウ	ウ
8010701007715	日本精工株式会社	13	イ	ウ
8011501009422	日本製紙株式会社	15	ア	イ
8013401000626	日野自動車株式会社	10	イ	イ
8020001076641	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	10	イ	イ
8080101005362	臼井国際産業株式会社	10	ア	イ
8080401002431	スズキ株式会社	15	ウ	イ
8120001059652	積水ハウス株式会社	23	イ	イ

8130001000053	佐川急便株式会社	18	ウ	ウ
8180001038758	株式会社トーエネック	10	ウ	イ
8240001012153	コベルコ建機株式会社	10	イ	イ
9010001011318	出光興産株式会社	13	ア	イ
9010001032685	Y K K A P 株式会社	19	イ	イ
9010001034987	株式会社N I P P O	21	イ	イ
9010001096367	アズビル株式会社	12	イ	イ
9010401006818	株式会社関電工	18	ウ	ウ
9010401014548	昭和電工株式会社	10	イ	ウ
9010401023409	日本道路株式会社	11	イ	ウ
9010401080499	日本郵便輸送株式会社	14	ウ	ウ
9010601021385	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	18	イ	ウ
9010701005032	住友重機械工業株式会社	18	ア	イ
9020001031109	日産自動車株式会社	17	イ	ウ
9020001071492	富士電機株式会社	14	イ	イ
9110001002050	株式会社コメリ	14	ア	イ
9120001079055	株式会社ジェイテクト	24	イ	ウ
9180301014251	株式会社デンソー	29	イ	ウ
9240001006971	株式会社中電工	13	ウ	ウ
9290001017163	ヤマエ久野株式会社	10	ア	イ
9500001014345	大王製紙株式会社	11	イ	イ

【参考３】価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル

- フォローアップ調査の結果を踏まえ、評価が芳しくない親事業者に対し、２０２２年２月に初めて、業所管の大臣名で、指導・助言を実施。指導・助言を受けた経営陣から、調達部門に改善指示する例も。
- 実施と改善サイクルの強化で、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



【参考4】関連資料 URL

(1) 令和4年9月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果

<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223005/20221223005.html>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202209list.pdf>

(2) 下請中小企業振興法「振興基準」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf>

下請中小企業振興法「振興基準」（2022年7月改正）（関係部分のみ抜粋）

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善

(1)取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。（後略）

(2)親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

(3)親事業者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、下請事業者との間の取引対価を決定するものとする。（後略）

(5)親事業者は、（中略）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。

(6)親事業者は、（中略）、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。（後略）

※令和4年7月の下請中小企業振興法「振興基準」の改正概要は、下記のとおり。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/r4_overview.pdf

(3)「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>

(4)「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006.html>

(5)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果

<https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

公正取引委員会による

独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法における「買いたたき」の解釈について（周知）

公正取引委員会が昨年末に「積極的に発注者から協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切」である旨を公表しておりますので、以下について周知いたします。

- （１）公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」の Q & A に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の 1 つに該当するおそれがある旨などを明確化。

Q17 労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

- A. 独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第 2 条第 9 項第 5 号ハ）は、優越的地位の濫用として禁止されています。

このため、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離(かいり)の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

（参考） https://www.jftc.go.jp/dk/dk_ga.html の Q17

- (2) 公正取引委員会は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがある旨を明確化。

5 買ったたき

- (2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

(中略)

ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

(参考) <https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>
https://www.iftc.go.jp/partnership_package/unyokijun_t.pdf

- (3) 公正取引委員会においては、上記の改正等を踏まえ、(1) 1に基づき、多くの場合、発注者のほうが取引上の立場が強く、受注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、「積極的に発注者からそのような協議の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切」であることから、「明示的に協議を行わないこと」を独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げている。

また、2に基づき、「受注者からコスト上昇を踏まえた取引価格引上げの要請があつたにもかかわらず、受け入れない場合には、その理由については書面等の形に残る方法で伝えることが円滑な価格転嫁を進める上では有効かつ適切」であることから、「書面等による回答を行わないこと」も独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある行為として挙げている。

- (4) さらに、公正取引委員会が令和4年の緊急調査において実施した個別調査の結果、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者であって、かつ、多数の取引先について独占禁止法Q&Aの1に該当する行為が確認された事業者が、独占禁止法第43条の規定に基づき公表された。

- (5) 上記を踏まえると、

- ・ 受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくこと、
- ・ 受注者からの取引価格引上げの要請を受け入れない場合であっても、理由の回答を書面等の形に残る方法で行うこと、

が重要である。